

議案第 27 号

市川市水防協議会条例の廃止について

市川市水防協議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和 5 年 9 月 1 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市水防協議会条例を廃止する条例

市川市水防協議会条例（昭和 62 年条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 市川市特別職の職員の給与及び報酬並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 水防協議会委員の項を削る。

理 由

水害対策の一元化及び効率化を図り、より強固な災害対応体制を構築するため、水防協議会の所掌事務を防災会議に統合することとしたことから、同協議会を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。